

京都市訓令甲第29号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員研修規程の全部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市職員研修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法第39条の規定に基づき市長が行う研修及び職員の自主的な能力開発に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の基本方針等の策定)

第2条 総務局長は、地方公務員法第39条第3項に規定する研修に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定し、市長の承認を得なければならない。基本方針を変更する場合についても、同様とする。

2 総務局長は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度に実施する研修の年間実施計画を策定し、市長の承認を受けなければならない。

3 京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所及び区役所支所（以下「局区等」という。）の長（以下「局区長等」という。）は、前項の年間実施計画に基づき、毎年度、局区等において実施する研修の年間実施計画を策定し、総務局長を経由して、市長に報告しなければならない。

(研修の区分)

第3条 研修の区分は、次のとおりとする。

(1) センター研修 職員研修センターが実施するもの

(2) 局区等研修 局区等が実施するもの

(3) 自主研修 職員が自主的に行うもの

(センター研修)

第4条 総務局長は、第2条第2項に規定する年間実施計画に基づき、センター研修を実施しなければならない。

2 市長又は総務局長は、必要があると認めるときは、センター研修として、学校、研究機関、民間事業者その他これらに類するものに職員を派遣するものとする。

(研修修了の記録)

第5条 総務局長は、センター研修のうち総務局長が必要と認める研修の修了状況について、職員ごとに記録するものとする。

(局区等研修)

第6条 局区長等は、第2条第3項に規定する年間実施計画に基づき、局区等研修を実施しなければならない。

2 局区長等は、実務的又は専門的な能力の習得及び資質の向上を図るため必要があると認めるときは、他の局区等に所属する職員に対し、その所管する業務に関する研修を実施するものとする。

3 局区長等は、必要があると認めるときは、局区等研修として、学校、研究機関、講習会、研修会その他これらに類するものに職員を派遣するものとする。

4 局区長等は、毎年度、別に定めるところにより、局区等研修の実施報告書を、総務局長を経由して、市長に提出しなければならない。

5 職員を指揮監督する職にある者（以下「管理監督職員」という。）は、所属職員に対し、その資質及び能力の向上を図るため、各所属で集合して実施する研修、職務を通じた指導その他の方法による研修（以下「職場研修」という。）を実施しな

ければならない。

6 総務局長は、局区長等から局区等研修の実施に関する支援の求めがあったときは、講師のあっせん、資料の提供その他必要な支援を行うものとする。

(研修受講者の決定)

第7条 センター研修及び局区等研修（職場研修を除く。）を受ける職員（以下「研修受講者」という。）は、当該研修の実施に際してそのつど定める有資格者のうちから、次に掲げる方法のうち一以上の方法により、総務局長又は局区長等（以下「研修実施者」という。）が決定する。

(1) 研修実施者の選考による指名

(2) 所属長の内申

(3) 職員の希望（当該職員が担当する職務の遂行に支障のない場合に限る。）

(研修受講者の服務等)

第8条 研修受講者は、所定の規律に従い、誠実に研修を受けなければならない。

2 研修受講者は、研修（別に定める研修を除く。）の期間については、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条に規定する承認を得たものとみなし、その職務に専念する義務を免除する。

(研修効果の活用)

第9条 研修実施者は、研修が適切に実施されることを確保するため、研修の効果を検討し、以後の研修に活用するよう努めなければならない。

(研修の受託)

第10条 市長は、他の任命権者から申出があったときは、当該任命権者の補助職員を研修に参加させることがある。

(自主研修)

第11条 職員は、職務の遂行に必要な知識及び能力を取得するよう、常に自主研修

に努めなければならない。

- 2 管理監督職員、局区長等及び総務局長は、職員の自主研修を奨励するとともに、職員が積極的に研修に取り組む意識の啓発のために必要な支援を行うものとする。
- 3 総務局長は、職員が自主的に会を結成し、市政各般の研究を行う場合には、その会に対し、別に定めるところにより支援を行うものとする。

(補則)

第12条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前にこの訓令による改正前の京都市職員研修規程（以下「改正前の訓令」という。）第5条第1項の規定により実施された所属別研修に係る同条第2項の規定による実施報告書の提出については、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行前に総務局長が策定し、市長の承認を受けた平成18年度に実施する研修の年間実施計画は、この訓令による改正後の京都市職員研修規程第2条第2項の規定により市長の承認を受けた平成18年度に実施する研修の年間実施計画とみなす。
- 4 この訓令による改正後の京都市職員研修規程第5条の規定は、改正前の訓令第6条第1項の規定により実施された研修所研修の修了状況（総務局長が必要と認めるものに限る。）についても適用する。

(職員研修所)